

港区版ふるさと納税制度における返礼品の提供について

港区版ふるさと納税制度において、寄付者に返礼品の提供を開始します。

返礼品は、区を訪れることを前提とする体験型とし、更なるシティプロモーションの推進による地域活性化につなげます。

1 背景

(1) ふるさと納税制度を取り巻く状況

ア これまでの区の実績

ふるさと納税制度は、応援したい地域への寄付を後押しする仕組みとして開始されましたが、返礼品目当ての寄付が過熱（いわゆる「返礼品競争」）し、地域を応援する制度本来の趣旨とかけ離れた状況となっています。

この間、区は、特別区長会を通じて、こうした返礼品競争をはじめ、制度の抜本的な見直しを国に要望するとともに、平成30年に、寄付本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず区の各分野（現在は12種類）の実績を応援いただく港区版ふるさと納税制度を開始し、地域活性化に資する実績として定着しています。

イ 国の動向

返礼品等に対する基準を設けるなど、地域を応援するという制度の趣旨に沿った運用が行われるよう見直しを進めています。

また、寄付先の地域を訪れる体験型の返礼品が地域の活性化につながっているとの見解を示すなど、返礼品の仕組みを活用した地域活性化にも言及しています。

(2) シティプロモーションを取り巻く状況

令和6年7～9月期の観光庁の旅行・観光消費動向調査では、日本人国内旅行消費額が増加しており、国内旅行への関心が高まっています。

また、一般社団法人港区観光協会の調査では、区内来訪者（在住・在勤者を除く）の多くは近隣自治体から訪れていることが確認されています。

区は、第4次港区観光振興プランにおいて、コロナ禍で定着したマイクロツーリズムの推進による観光客誘致を掲げており、こうした状況を好機と捉え、更なるシティプロモーションを推進し、地域の活性化へつなげていく必要があります。

2 返礼品の提供開始について

これまでの間、特別区長会が行ってきた要請等を踏まえ、国が制度の趣旨に沿った返礼品の見直しを進めている状況や、返礼品が寄付者へのお礼としてだけでなく、地域活性化につながっているとの見解を示したことを踏まえ、より多くの寄付を獲得するという目的ではなく、地域活性化に向けた実績として、港区版ふるさと納税制度において返礼品を提供します。

3 区が提供する返礼品について

(1) 返礼品の内容

区の多彩な観光資源を活用した体験は、区を訪れるきっかけを与えるほか、区を応援したい気持ちの喚起につながります。こうした機会を提供していく上で、利用者が年々、拡大傾向にあるふるさと納税制度を活用していくことは効果的です。

また、返礼品は区外在住者にしか提供できないため、区内来訪者を呼び込むという点でシティプロモーションとの親和性も高い取組です。

このため、更なるシティプロモーションの推進による地域活性化につなげていくため、港区版ふるさと納税制度において体験型（例：区内宿泊施設のクーポン、観光・文化施設のチケット等）の返礼品を提供します。

(2) 返礼品を設ける寄付の活用先

12種類の活用先のうち、団体応援寄付金を除く11種類に対する寄付において返礼品を提供します。団体応援寄付金については、「港区版ふるさと納税制度団体応援補助金」の財源となることから、返礼品は設けないこととします。

(3) ポータルサイトの拡充

返礼品の提供に伴い、現在1つのみとしているポータルサイトについて、より多くの寄付者への周知や利便性の更なる向上につながるよう、拡充します。

4 ふるさと納税制度に対する区の考え方

区は、引き続き、国に対して、返礼品競争の不断の見直しとともに、地方特例交付金等による減収分の補填や控除上限額の見直し、ワンストップ特例制度の廃止等について要望していきます。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年	1月～3月	支援業務委託プロポーザル
	5月～	返礼品募集・選定
	7月～	総務省への返礼品指定申出
	8月～	総務省における返礼品の審査
	10月～	返礼品の提供開始、ポータルサイトの拡充 以降、順次、返礼品を追加